

# 教師力アップのためのサポート事業

## 活動上の注意・確認事項

### 予算関係

申請書提出時に、全ての支出項目について、その根拠となる資料を添付することが原則です。申請書類に記載していない費用について、事後の報告となる場合、補助金交付の対象として認められないと判断する場合があります。申請書類に記載していない費用が発生する可能性がある場合は、必ず事前に、県立学校教育課に相談してください。

特に、研修会等の外部講師が申請時には未定であった場合、謝金がどの区分になるか、団体の中で判断しないでください。研修会等実施時点で「〇〇大学 准教授」等、基準に示したものと一致することが明白な場合は問題ありません。

### 購入物品について

補助対象経費として購入する物品は、研究会所有の物品となります。会員等が私的に利用することがないように、ご注意ください。

### 活動場所について

自主研究会の活動は、公務ではない活動です。とはいえ、経費節約のため、活動場所として会員の職場等を想定していることもあるかと思います。その場合、研究会としてその場を使用する許可を、使用する学校の校長に得てください。